

「情報公開文書」

受付番号：2022-4-111

課題名：東北メディカル・メガバンク計画のコホート調査検体を用いた口腔微生物叢解析

研究責任者：医学系研究科・教授・山本雅之

1. 研究の対象

対象試料の採取期間：西暦2013年10月～西暦2026年3月
東北メディカル・メガバンク計画のコホート調査に参加して、東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域支援センターにおいて、歯科検診を受診された方。

2. 研究目的・方法

【研究期間】

2016年10月から2026年3月まで

【研究目的】

歯周病は、様々な全身性疾患（慢性閉塞性肺疾患、肺炎、動脈硬化性疾患、糖尿病、脂質異常症、非アルコール性脂肪性肝炎、慢性腎臓病、妊娠合併症、慢性関節リウマチ、認知症など）の誘因や増悪因子となることが示唆されている。さらに、口腔微生物叢の変化が、歯周病などの口腔内疾患のみならず、これら全身性疾患の発症・経過と関連している可能性も報告されている。本研究では、これら口腔検体を用いて、微生物ゲノムDNAの解析により口腔微生物叢の菌種構成を分析する。分析結果と健康状態との関連を、前向きコホート調査の中で縦断的に解析することにより、口腔微生物叢の変化や、特定の微生物種が疾患の危険因子や増悪因子、あるいは抑制因子となるか否かが明らかになる。これら知見に基づいて、個別化予防・医療のためのバイオマーカー、あるいは介入ターゲットとしての口腔微生物叢の有用性が評価される。

【研究の方法】

口腔検体から細菌、真菌、ウイルスなどの微生物由来のDNAを抽出したうえで、次世代シーケンサーなどを用いて、特定の微生物遺伝子を標的とするシーケンス解析、及び微生物ゲノムの網羅的シーケンス解析を実施する。これら解析データをデータベースと照合することにより、検体中の微生物遺伝子及び微生物種を同定して、それらの相対

量を決定する。これらの解析結果と、歯周病などの口腔内所見や、他の健康調査データ、疾患罹患歴などとの関連解析を行う。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：カルテ情報、アンケート情報、身体計測、血液・尿検査、歯科検査、生理学的検査、MRI検査、認知心理検査、精神行動評価を含む健康調査の結果。医療機関における保険診療情報、母子健康手帳の内容、各種疾病発症登録の情報、対象者の健康・医療情報。

試料：口腔検体（唾液、歯垢、舌苔）

4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

5. 研究組織

該当なし

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することができますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 お問い合わせ窓口
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-717-8078

東北大学の東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート担当
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5161

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。
保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。
(※手数料が必要です。)

【東北大學情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

- 以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。
- ＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞
- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③法令に違反することとなる場合